

令和元年第7回定例会
(第2日目)

津別町議会会議録

令和元年第7回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和元年 9月 2日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和元年 9月 13日 午前 10時 00分

閉会日時 令和元年 9月 13日 午後 1時 54分

議 長 鹿 中 順 一

副議長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	渡 邊 直 樹	○	○
2	小 林 教 行	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	巴 光 政	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	佐 藤 久 哉	○	○
5	高 橋 剛	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤 村 勝	○
教 育 長	宮 管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	藤原 勝美	○
総 務 課 長	近野 幸彦	○	生涯学習課長補佐	石川 波江	○
総務課長補佐	丸尾 達也	○	農業委員会事務局長	小野 敏明	○
住民企画課長	森井 研児	○	農業委員会事務局次長	迫田 久	○
住民企画課長補佐	松木 幸次	○	選挙管理委員会局長	近野 幸彦	○
住民企画課長補佐	中橋 正典	○	選挙管理委員会次長	宮脇 史行	○
住民企画課長補佐	加藤 端陽	○	監査委員会事務局長	齊藤 昭一	○
保健福祉課長	小野 淳子	○	監査委員事務局次長	宮脇 史行	○
保健福祉課長補佐	千葉 誠	○			
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○			
産業振興課長	小野 敏明	○			
産業振興課長補佐	迫田 久	○			
産業振興課長補佐	小泉 政敏	○			
建設 課 長	石川 篤	○			
建設課長補佐	石川 勝己	○			
会計 管 理 者	五十嵐 正美	○			
総務課庶務係長	菅原文人	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	齊藤 昭一	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	小西 美和子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	6番 渡邊 直樹 7番 山内 彬
2			諸般の報告	
3	同意	4	津別町教育委員会委員の任命について	
4	議案	53	津別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	
5	〃	56	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
6	〃	54	津別町森林環境譲与税基金条例の制定について	
7	〃	55	津別町空家等の適切な管理に関する条例の制定について	
8	〃	57	津別町市街地総合再生基本計画策定委員会設置条例の制定について	
9	〃	58	津別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	59	津別町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	60	津別町特別教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
12	議案	61	津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
13	〃	62	津別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	63	津別町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	64	定住自立圏の形成に関する協定の締結について	
16	〃	65	令和元年度津別町一般会計補正予算（第3号）について	
17	〃	66	令和元年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	
18	〃	67	令和元年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	
19	〃	68	令和元年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について	
20	認定	1	平成30年度津別町一般会計決算の認定について	
21	〃	2	平成30年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
22	〃	3	平成30年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	
23	〃	4	平成30年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
24	認定	5	平成 30 年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について	
25	〃	6	平成 30 年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について	
26	意見書案	9	看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書について	
27	〃	10	介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書について	
28	〃	11	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について	
29	報告	12	平成 30 年度財政健全化判断比率の報告について	
30	〃	13	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の報告について	
31	〃	14	北海道つべつまちづくり株式会社の経営状況について	
32	〃	15	例月出納検査の報告について（平成 30 年度 5 月分、令和元年度 5 月分、6 月分、7 月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

6 番 渡 邊 直 樹 君 7 番 山 内 彬 君

の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（齊藤昭一君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は、昨日配付いたしましたとおりですが、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

議会の動向につきましては、昨日の報告後から本日までの状況について、第 2 回報告書としてお手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎同意第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第3、同意第4号 津別町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君） それでは、同意第4号 津別町教育委員会委員の任命についてご説明いたします。

津別町教育委員会委員の1人、金田美喜恵さんは、本年9月30日をもって任期を満了します。それに従いまして、後任の者を同意案件として載せるものです。

後任につきましては、金田美喜恵さんにそのまま再任をお願いしたいというものです。

金田さんの住所、生年月日については記載のとおりです。

以上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意につきまして、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第4号の採決をします。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

◎議案第53号

○議長（鹿中順一君） 日程第4、議案第53号 津別町会計年度任用職員の給与及び

費用弁償に関する条例の制定について及び日程第 5、議案第 56 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを、会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第 4、議案第 53 号 津別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び日程第 5、議案第 56 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第 53 号から順次内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(近野幸彦君) ただいま上程となりました議案第 53 号、議案第 56 号について一括ご説明させていただきます。

説明資料 1 ページをお開き願います。まず会計年度任用職員について概要をご説明いたします。地方公務員の臨時・非常勤職員につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正となり、会計年度任用職員制度が創設され、特別非常勤職員、臨時的任用職員については、これまで各地方公共団体によって任用・勤務条件等に関する取り扱いが各々であったものを統一する法改正となります。

特別非常勤職員は、各種委員会の委員、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者として、専門的な知識経験などに基づき、助言、調査、診断、その他総務省令で定める事務を行うものに限られる者及び投票管理者などに限定されました。

臨時的任用職員は、常時勤務を要する職に欠員が生じた場合において、緊急的に任用を行うものとなっております。

それ以外に任用する臨時職員については、会計年度任用職員となります。会計年度任用職員は、会計年度とあるとおり、任用期間を同一会計年度内、4 月から翌 3 月までとする一般職の非常勤職員となります。そして会計年度任用職員は、1 週間当たり

の勤務時間が常勤の職員と同一のフルタイムの職と、それより短いパートタイムの職に区分されます。

会計年度任用職員の給与については、条例で定める必要がありますが、津別町の給与制度設計にあたっては、年収総額は、現在の水準を維持すること。給料は、原則、正規職員の給料表を用いることとし、現在ある職種を表のとおり区分し、号俸の上限を定めています。この上限についての考え方は、一般行政職は、正規職員の大学新卒の号俸を上限としており、総務省から出ているマニュアルに沿ったものとしています。福祉職、教育職については、保育士、介護士など各資格を必要とする場合があることと、現在の実際の給料額等も考慮し、一般行政職より5号俸高い号俸としております。また、給料表を用いることのできない職務、教職員や周辺市町村の事例を参考に額を定めている臨時教職員や教育専門員、JETプログラムにより額が定められているALT英語助手、現在、定額で定めている地域おこし協力隊については、別に規定することとしております。

また、フルタイム会計年度任用職員には、時間外勤務手当、休日勤務手当、また通勤手当、期末手当、寒冷地手当を支給します。なお、期末手当の支給率は、現在の臨時職員の増給分として支給している額と同水準の3.4カ月分としております。

パートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えての勤務、休日等の勤務を命じた場合には、時間外勤務手当及び休日勤務手当に相当する額を通勤にかかる費用として費用弁償を支給します。

そして、給料、手当の支給方法は正規職員に準じることとします。

なお、勤務条件については、記載のとおり規則で定めます。

それでは、条例の内容について説明しますので3ページをご覧ください。

条例案の第1条ですが趣旨規定となっており、この条例は、会計年度任用職員の給料及び費用弁償について定めるものとしております。

第2条では、フルタイム会計年度任用職員と、パートタイム会計年度任用職員に支給する給与の種類等について規定しております。

次のページ、第3条からフルタイム会計年度任用職員についての規定となっており、第3条では給料について、正規職員と同じ給料表を使用することを規定しています。

第4条では、号俸は規則で定める基準に従い決定することについて。

第5条から第8条では、支給日、支給方法、通勤手当、時間外手当、休日勤務手当は正規職員と同様とすることを規定しております。

第9条では、寒冷地手当について、11月1日における職員の世帯等の区分に応じて次の表に掲げる額とし、11月の給料とあわせて支給することと規定しております。

次のページの第10条では、期末手当について6月と12月の給料月額 100 分の 170 の割合を乗じた額を支給します。

第11条では、勤務1時間当たりの給与額の算出方法、次のページの第12条では、端数処理の方法、第13条では、給料の減額について規定しております。

第14条からは、パートタイム会計年度任用職員について規定しており、第14条では給料の月額、日額、時間給の算出方法。次のページから第15条では、時間外勤務に係る給料の額の算出方法。第16条では、休日勤務に係る額の算出方法について規定しており、加算割合等は正規職員と同様としております。

次のページの第17条では、支給方法。第18条では、勤務1時間当たりの額の算出方法。次のページの第19条では、端数処理の方法。第20条では、減額について規定しております。

次のページの第21条では、会計年度任用職員の給与から控除できるものは、正規職員と同様とすることを規定しております。

第22条では、町長が特に必要と認める会計年度任用職員（臨時教職員、教育専門員、ALT語学指導助手、地域おこし協力隊）の給与は、第2条から前条に関わらず別に定めることができることを規定しております。

第23条では、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の算出方法を規定しており、第24条では、パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に関わる費用弁償は、正規職員の旅費と同様とすることを規定しております。

次のページの第25条では、退職者には給与を支給しないことを規定しております。

第26条は委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定めることとしております。

議案にお戻りいただきまして、ただいまご説明した内容を条文として整理したもの

でございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第56条、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について説明申し上げます。

今回の法律の改正の影響により、一部改正が必要な条例が9本ありますので、一括して改正を行うものです。

説明資料15ページをご覧ください。それぞれの条例の改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

津別町職員の分限についての手続き及び効果に関する条例については、第3条に第4項として会計年度任用職員の規定を追加します。

津別町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例については、第3条にパートタイム会計年度任用職員の規定を追加しております。

次のページの津別町職員の給与に関する条例については、第27条として会計年度任用職員の給与については、別に条例で定めることの規定を追加しております。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例については、別表第1において地域おこし協力隊の項を削除しております。

次のページの津別町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例については、第7条に第2項として正規の勤務時間外の時間における勤務について、条例で定めるもののほか、別に定めることの規定を追加。

第21条として会計年度任用職員の勤務時間等について、別に規則で定めることの規定を追加しております。

津別町職員の育児休業等に関する条例については、第2条に第3号として育児休業をすることができない職員に非常勤職員として会計年度任用職員に関する規定を追加しております。

次に、19ページをご覧ください。第2条の3として、育児休業法第2条第1項の条例に定める日として、21ページで第2条の4として育児休業法第2条第1項の条例で定める場合として、非常勤職員に関する規定を追加しております。

第2条の5、次のページの第3条第4号、第6号、第7号は、準則に準じた内容に

改正しております。また第 8 号として再度の育児休業をすることができる特別な事情の一つとして、非常勤職員に関する規定を追加しています。

次のページの第 4 条では、準則に準じた内容に改正しています。

第 7 条、それから次のページの第 8 条では、パートタイム会計年度任用職員を除く規定の追加、第 10 条第 7 号では、準則に準じた内容に改正しています。

第 11 条は、条ずれ及び文言の修正。次のページの第 16 条、17 条は部分休業の規定に非常勤職員の規定の追加。次のページの第 18 条、19 条では、見出しを追加しています。

次のページの公益的法人等への津別町の職員の派遣等に関する条例については、第 2 条第 2 項第 3 号、第 9 条第 3 号にて条ずれ及び文言を修正しております。

津別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例については、第 3 条にてフルタイム会計年度任用職員の規定を追加しております。

次のページの津別町地域おこし協力隊設置条例については、第 3 条にて報酬の額を規定しています。

議案にお戻りいただきまして、ただいまご説明した内容を条文として整理したものでございます。

附則としまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、議案第 53 号、56 号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

はじめに議案第 53 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 54 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 54 号 津別町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小野敏明君） ただいま上程となりました、議案第 54 号について説明申し上げます。

制定の理由につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税がパリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設され、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成 31 年 3 月 29 日公布、一部の規定を除き平成 31 年 4 月 1 日施行されました。

森林環境譲与税は、今年度から譲与が始まることから制定するものであります。

説明資料 29 ページをご覧ください。制定理由につきましては、今申し上げたところですが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき適正に当該譲与税を管理し、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため制定するものであります。

条例概要につきましては、国から譲与される森林環境譲与税について、津別町における私有林の森林の整備、林業の人材育成及び担い手の確保、木材利用の促進及び普及啓発、その他森林の整備並びにその促進に関する施策の財源に充てるための基金を設置、管理、運用に関し必要な事項を定めるものであります。

条例内容を説明申し上げます。第1条は、基金の設置について規定しております。津別町の森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、津別町森林環境譲与税基金を設置するものとしております。

第2条については積み立てです。基金は、国からの森林環境譲与税を積み立てるものとしております。資産額は説明にあります令和元年度は1,207万4,000円を予定しております。

第3条は管理です。基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと定めております。

第4条は、基金の処分について規定しております。第1条に定める設置目的に沿う事業の財源に限り、全部又は一部を処分することができるかと規定しております。

第5条は、運用利益の処理についてです。基金の運用から生ずる利益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入すると定めております。

第6条は繰替運用の規定です。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるかと定めております。

第7条は委任事項として、この条例に定めるもののほかは基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

附則といたしまして、条例は公布の日から施行することとしております。

議案の本文にお戻り願います。

本文につきましては、ただいま説明の内容を条文化したものでございます。

以上、議案第54号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 1点お伺いしたいと思います。

第2条で積み立てというふうに定めておきまして、説明の欄でそれぞれ年度ごとに試算額を記載されておりますけれども、この算定はどのような算定になるのか。いわゆる津別町の算定の基準についてわかればお答えいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小野敏明君） 従前の算定につきましては、国のほうで1点目は各市町村の私有林の人工林面積、それが10分の5。続きまして林業就業者数については、各市町村の林業者統計を使っておりますけれども、これが10分の2。あと人口割が10分の3ということで全国での配分内容の内訳ということになっております。

全体としては、市町村が総額の9割で都道府県が1割ということになっております。以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第54号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、議案第55号 津別町空家等の適切な管理に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました、議案第 55 号について説明申し上げます。

それでは説明資料 31 ページをお開きください。

制定の理由につきましては、平成 27 年より空家特措法が施行されておりますが、町民により理解していただくため条例を制定し、町民に周知すること並びに法律の実行条例としての意味合いを持たせるということでございます。

法律だけでも進めていくことは可能なのですが、それに伴います各種町長が命令等を発します。その様式については法律で定めておりませんので、これらを条例もしくは規則において定めていくということでございます。

平成 30 年 3 月に空家等対策計画を策定し、特に取り壊しの必要な特定空家候補 8 軒を選定し、連絡を取りながら任意に取り壊しをお願いしてきた経過がございます。

そのうち 2 軒につきましては、昨年度取り壊していただきましたが、それ以降、なかなか進んでいない状態であり、今年度、今後、特定空き家等の指定ということも視野に入れることといたしまして、条例の制定または規則において各種様式を整理しようというものでございます。

それでは、条例案について説明していきますが、まず一番初め、備考のほうをご覧ください。備考のほうには法律の用語で、「空家等」とは、建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他土地に定着するものを含む）をいう。ただし、国又は公共団体が所有し、又は管理するものは除くということになってございます。

使用されていないことが常態であるものということは、ものの本によりますと日本人の習慣として、お盆、正月に帰省した場合、必ず家だとかを見るだろうと。それがされていない状態。要は 1 年間、1 人も出入りが無いというものを法律上、「空家等」ということになってございます。

その下のほうに「特定空家等」とは、ということが書かれております。そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態又は著しく衛生上有害とな

るおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家ということになってございます。

なお、この条例の提案にあたりましては、前段8月19日に空家等対策協議会を開催いたしまして、その中で委員等の意見も伺ってございます。

それでは条例案第1条につきましては目的を定めております。この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、町の区域内に存する空家等の適切な管理及び活用の総合的な対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とするということでございます。

第2条は定義といたしまして、この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例によるということでございます。

第3条は、空家等の所有者等の責務を記載しております。空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

第4条は、町の責務について記載してございます。町は、空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものですということで、この辺は法律にも定められている事項でございます。

第5条については立入調査等ということで、町長は、空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査並びに第8条の規定による応急処置その他空家等に関し特に必要と認める場合は、法第9条の規定による立入調査等を行うものとするということでございます。特定空家等指定する場合、事前に立ち入り調査を行うということに記載してございます。

第6条につきましては、特定空家等の認定及び取消しについて書いてございます。町長は、空家等が不適切な状態にあり、特定空家等に該当すると判断されるときは、津別町空家等対策協議会設置条例に定める協議会で意見を聴いた上で、特定空家等と認定することができる。2項といたしましては、町長は、前項の規定により特定空家等と認定したときは、当該特定空家等の所有者等に対し、法第14条第1項に規定する

助言又は指導を付して通知するものとする。3項といたしまして、町長は、特定空家等が適切な管理又は除却により第1項の不適切な状態を解消したと認めるときは、特定空家等の認定を取り消すものとするということで、特定空家を認定する際には、空家等対策協議会の意見を聞いた上で町長が最終的に特定空家の認定について決定するという形になってございます。

第7条につきましては、特定空家等に対する措置をうたってございます。町長は、立入調査等により、前条第2項の規定による助言又は指導をした特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、当該特定空家等の所有者等に対し、法第14条第2項の規定による勧告を行います。この勧告をした段階で、今例えば土地に家屋がある場合、固定資産が6分の1に減免されておりますが、この勧告をした段階で、それが排除されるということになります。同条第3項の規定で、命令又は同条第9項若しくは同条第10項の規定による代執行その他の必要な措置を行うものとするということで、この同条第3項の規定による命令を発して、この命令に従わない場合は、法律上は過料50万円ということで、かなり厳しい形になってございます。

2項といたしまして、町長は、前項の勧告を受けた特定空家等の所有者等が適切な管理又は除却により当該勧告に係る措置を履行し、不適切な状態を解消したと認められるときは、当該勧告を取り消すものとするということでございます。

第8条は応急措置ということで、これは町独自の応急措置について定めております。町長は、空家等が町民の生命、身体又は財産に損害を与え、又は与えるおそれがあると認められる場合であって、かつ、これらの保護のために緊急に措置を行う必要があると認められるときは、その損害を予防し、又はその拡大を防ぐために必要な最小限度の措置を自ら行い、又は委任した者に行わせることができる。

第2項、町長は、前項の措置を行ったときは、当該空家等の所在地及び措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。ただし、通知すべき所有者等の氏名又はその所在を確認することができない場合にあっては、その内容を告示することをもってこれに代えることができるものとし、当該告示の日から2週間を経過したときに当該通知があったものとみなす。

3項として、町長は、第1項の措置を行ったときは、空家等の所有者等から当該措

置に要した費用を徴収することができる。これにつきましては、特に法律の中には定めがなく、町独自のものとございます。

現在、例えば今年の5月に大風が吹いた時については、消防が危険排除という形で出動して、それぞれ連絡がとれるところについては各自対応してもらいますが、連絡が取れない場合は、消防のほうで対応してございます。ただ、場合によっては、それだけでは終わらない場合は、町もやるよという形で記載しております。そこで、その応急措置について、空家対策協議会の中で3項の部分です。「費用を徴収することができる」ということ。この「できる」というのはどうなのか。「徴収するものとする」という形のほうがいいのではないかと。原因者負担という観点からいくと、そういうふうになるんじゃないかというお話もいただきました。基本的にできるということは、とらないということじゃなくて、あくまでもとることを前提としております。それで、とれないという場合はどういうことを想定しているかと言いますと、所有者がなかなか見つからない場合だとか、あと例えば、最低限のことをやりますから、町が所有しているバリケードを置くことによって危険を排除できる場合など、そういうことを想定しております。

そこで、いろいろ確認してみたのですが、全国で平成28年にその条例を調査しております、その中で、やはりこういう応急措置について規定しているところがそれぞれありました。その中で費用徴収について「必ず徴収」という形の部分は8件、「徴収できる規定」、私どもの今回の提案の部分では12件ということで、それぞれ半々に分かれているというような状態です。それで、基本的には、ちょっとこの辺の違いはよく法律的に書いている部分はありませんでしたが、私どもの判断といたしましては、例えば地方自治法の使用料・手数料も基本的には「徴収するものとする」という記載じゃなくて、やっぱり「徴収できる」という規定であります。行政代執行法の第6条も、かかった費用については徴収できるという基準になっておりますので、それと同様の形、取らないというわけではない。基本的にはとりますという形で考えていただきたいと考えております。

第9条につきましては、空家等対策計画について、町長は、空家等の適切な管理及び活用に関する対策を総合かつ計画的に実施するため、法第6条第1項の規定により、

空家等対策計画を作成するものとするということで、これは今現在 30 年から 34 年の 5 年間の計画を立てておりますが、それですべて解決しませんので、その後もきちっと町としてはつくっていくというような形でございます。

ただ今年、北海道もこの計画についてはできる規定ですから、必ずつくらなければならないという規定ではなくて、北海道の 25% の市町村は、この計画はつくるつもりはないと答えている部分がございます。ただ当町としては、今後ともきちっと計画をつくって対応していこうというような形の規定をしてございます。

第 10 条は関係機関との連携を記載してございます。

第 11 条は、条例に定めるもののほか委任事項を記載しております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するということでございます。

なお、議案につきましては、ただいま説明した内容を条文化したものでございます。

以上、説明を終わりますので、原案にご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

5 番、高橋剛君。

○5 番（高橋 剛君） 2 点ほど教えていただければと思います。

まず、この条例に関するパブリックコメントはされていないのかなと思うのですが、これは必要ないのでしょうか。パブリックコメントの手続き条例の第 4 条の（1）のウ、町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例と書いていますので、これにあたらないのかなと単純に思いますので、お答えをいただければと思います。

それと 2 点目は、特定空家になりそうだな。この家はちょっと危ないぞというのは、どなたが発見するというか、情報の収集はどういう形で行われるのかを教えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川 篤君） まずパブリックコメントの関係でございますけども、今回、パブリックコメント条例の適用除外といえますか、その中で、法令または、その施策の策定に伴い必要とされる規定の整備、それらについて行ったものという判断をしています。基本的には法律で大体決まっていますが、それらの命令だとかの文章、

これらについては法律で定まっていませんので、基本的にそういう形でパブリックコメントを省略するという形をとらせていただきました。主に、その中で町民に規制をかけるという部分には該当しない部分がありますので、そういった形をとらせていただきました。

特定空家の情報収集につきましては、その条例の中で特に記載はしてございませんけれども、通常、私どもも当然見ますし、また、自治会等からもいろいろ情報はいただいております。特定空家になる前に、なるべく私どもは任意の状態で取り壊しをお願いしたいと考えておりますので、これらについては条例で定めておりませんが、常に町民だとかからお話は伺うという形をとりたいと思っています。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） 大変丁寧な説明で、この条例を制定するにあたっての論議経過も説明があり、大変わかりやすくてよかったのですが、1点お聞きしたいところがあります。

8条の3項、空家等の所有者等から当該措置に要した費用を徴収することができる。説明いただきまして議論経過も了解いたしましたけれども、まずお聞きしたのは、これを徴収するために請求を行うわけですが、その際に、この条例を添付する形になるのか、それとも空き家の管理、適切な条例の定めるところにより請求いたしますという一文だけなのか。

それからもう一つ、これは、こうした措置を行って請求するところで、公的な債権の発生ということになるのか、こうした場合トラブルがあってもしくは見つからなくて債権の執行とかも考えられるので、そここのところの考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川 篤君） すみません、ちょっと様式のほうを持って来ていませんので、基本的に請求金額を書くような形になると思います。それで、これにつきましては公的な債権というよりも、これは民法上の債権という形になってくるかなと判断しております。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 先ほど高橋議員の質問にありましたけども、パブリックコメントの手続きの関係ですけども、条例にうたっている第4条の対象の条文で解釈すると、町の基本的な制度を定める条例、イとして町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、ウとして町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例、これについては、この手続きをしなさいというふうに定められております。今回の条例については新しい条例の制定ということで、内容を見ますと、この対象のア、イ、ウは、当然、町民に深く関わりをもっている条例ではないかなと思います。そのことから、この条例の手続き上は、パブリックコメントをやった上で条例化すべきではないかと思いますので、再度その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川 篤君） 最初の部分につきましては、例えば町のほうでは細かい規定はございませんが、いろいろ調べて確認すると、例えば町政に基本的な条例というのは自治基本条例だとか、そういうような形に情報公開条例だとか、そういう部分が対象になってくるのかなというふうに判断しております。

例えば義務を課すという部分につきましても、これらについては大きな権利を制限するわけでもありませんので、それらについては特に該当しないと判断しております。もう一つは、例えば生活に重大な影響を及ぼす条例というのは、例えば大きな市になりますと高さの制限をするだとか、例えば特別用途地区を指定するだとか、そういうことになりますので、今回の部分につきましては、これらにも該当しなくて、また人があくまでも法令を実行するための各種様式の整備、こういうことを主に置いています。ですから、こういう形の判断をいたしましてパブリックコメントはしてございません。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） この条例を見ますと、町民に深く関わりがあると。パブリックコメントの手続きというのは、町民の意見を聞くという手続きの条例です。それからすると、いきなりこの条例を協議会のほうで検討されて今回出されてきたというこ

とですが、やはりこの津別に多く存在する空き家が、当然、町民に環境含めて影響が相当あると思います。その点から考えると、町民の意見を聞いた上で条例化すべきではないかと。町の勝手な解釈で制定するのは、あまりにも強引ではないかなと思いますので、再度お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川 篤君） 空家特措法につきましては、平成27年にできておりますが、それ以前につきましては、法律はございませんでした。それで、その以前から各市町村においては空き家の対策をどうしたらいいかということで、ただ法律がなかったと。そういう場合、各種条例をもってやっております。そういう場合は、町とか市が規制をかけるという部分でパブリックコメントをほとんどとってやっていたと思います。ただ今回の部分につきましては、新たに法律ができて、私どもの考えは、法律に基づいて実行していくということで、今回はパブリックコメントをやらなかったという考え方でございます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） どうもお答えの部分的理解できないのですが、条例は上位法に基づいてやる場合、いろいろ独自に制定する部分があると思いますが、このパブリックコメント手続条例の、いわゆる対象、これに今の説明では関わらないと、そういう言い分ですが、その条例アからイについては、当然、今回の条例については関わりを持っていると思いますので、このパブリックコメントの手続きをやるべきだと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（伊藤泰広君） 若干説明させていただきたいと思います。まず、この特措法ができる前の考えなのですが、この時は、ちょっと手元にはないのですが、民法上の不適切な管理、自分の財産の不適切な管理に対しての、その処分の仕方しかなかったわけです。そういう意味では、その後に全国でいよいよ空き家の問題が出てきて、その中で国のほうとしてはこの特別措置法をつくったと。特別措置法の趣旨としては、適正に管理しなさいというのが基本で、それに対して行政はどういうものができるというものを規定したものであります。そういうことでありまして、法律の

段階でもう既に国民の義務を課しているものであります。それにつきまして各市町村は、その義務についてどうやって処理していくかというのを各条例で定めている。ある意味、これは管理に関する条例となっておりますが、手続条例という観点があるところでは、パブリックコメントのほうでは、権利をなくすとか、義務を課す場合はということなのですけども、これは先ほど言いましたように法律のほうでも既に義務を課していますので、改めてパブリックコメントをしなかったわけです。ただ、その中で空き家等対策協議会、こちらのほうにも打診しています。というのは、空き家等の対策協議会は自治会の方も入っていますし、そういう意味では広く意見を聞ける場所ということになっておりますので、この協議会条例、設置条例をつくったときにも説明しましたが、そういう意味では広く一般の声を聞けるようにという形の協議会でありますので、そちらのほうの意見を聞かせていただきまして、それをパブリックコメントまでしなくてもよろしいんじゃないかということで判断させていただいたところではあります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） 今条例の説明をいただきました。これはパブリックコメントのお話もあったわけですけども、町民に実際に関わる問題かなと思いますので、パブリックコメント何かをすると条例が公開されるというか目に触れるわけですが、今特定空家が何軒とか具体的に話がありました。そのうち2軒が取り壊したいというそういう経過もお聞きしたわけですが、やっぱり身近に感ずる人のところにはきちっと、どんな形でこれからするのか、これ以後もこの条例は少なからずいろんな形で町民に関わるかなと思いますので、できている条例が分からないというようなこともあるのではないかと思いますので、例えば簡単に、今度こういう空き家というのは結構いろんなところで問題になっているから、いろんな議論がされているし、今、町ではこれとは違いますが空き家バンクとかがあって、毎月のようにいろんなものが更新されている。そういう中で何条を全部羅列するのではなくて、特に問題になるような、全部大事なこともかもしれないのですが、コンパクトに町民に情報の公開ができるような、周知できるような方法をとっていただきたいと考えていますので、よろし

くお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川 篤君） 今、質問の中で特定空家ではなくて、特定空家候補として、私どもは、それを任意に取り壊しをお願いしてきた段階です。それで今後は、特定空家に指定していかなきゃならない場合も出てくるということで、今回それらに対する様式だとか、様式はちょっと規則で整備させていただいておりますが、それらについて整理させていただくということでございます。なお、こういうことが決まりましたという公開につきましては、例えば議会報でも、こういうことが可決されましたということが出ますし、また、ホームページ等にもこれから必要な部分はやっていこうかなと思いますけども、ただ今、自治会からも空き家等の出前講座の話もございませぬ。その段階で、「この家は例えばどうなんだ」、「だれが持ち主なんだ」、「取り壊してほしい」とかそういう話を聞いた場合は、私どものほうで調べて連絡をとって、今こういう補助制度がありますので、それで取り壊しをお願いできませんかという形で順次取り壊していってございます。なるべく任意の段階でやりたいなと私どもは思っておりますので、そういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） わかりました。特定空家ということも、こうこうこういうのが特定空家であるということで、単純な空き家とも違うということも理解できるわけですけども、何十年も経過しているところは、一般的な感覚として町民はどうかわかりませんが、特定空家なのか空き家なのか、そこら辺のところの基準もわかるような、わからないようなところがあるのかなと思いますので、やっぱりいろんなことをできる範囲で、やっぱりわかるような説明が必要なんじゃないかと思います。段階を経ていけば理解もされ、そして大きな問題にならないうちに町の助成金を使いながら壊していくというようなこともできるのではないかというふうに考えていますので、その辺のところもよろしくお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川 篤君） この特定空家とか、その辺を周知するのは非常に難しい部分があるのかなと判断しております。今後は、別なほうで、この特定空家の基準と

いいですか、そういう部分も独自で作成していくのですが、なかなか理解してもらるのは難しい部分があると思います。例えば意外と点数で表しますと、結構ボロボロになっていますけども柱がしっかりしていた場合、いわゆる点数が出ないだとかそういう部分もありますので、なかなか難しい部分がありますけども、なるべく私どもは、今、取り壊しの補助制度もありますので、その辺を利用していただくため、なるべく任意で法の適用を受けない段階で取り壊しをしていただきたいというふうに、今後とも周知していきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） テレビでも過去にやっていたかと思いますが、特定空家になったとき、あるいは取り壊しに至るような問題になったのが、ものすごく大きくニュースでも報じられている、何となくというか、それを見たときにはそういうものだと思うのですが、何でも同じで、なかなかそこまで行くプロセスに時間がかかったりするので、私は、特に必要なければそれでいいのですが、住んでいる所でいろいろ生ずる問題はわかるようなものは出しておいていただいて、あまり後々にならないような工夫というのも大切かなと思いましたので質問しました。

今、いろいろ言われている中で非常に難しい問題があるということであれば、自治会とは違った範囲で、こういうものがこうなってこういう流れになっていく、そうならないうちにお互いに気を付けましょうというのは変ですけども、それと町のそこまで至る前での取り壊しに対するものなんかも、わかっているようで、やっぱり取り壊しの補助金なんかも必要だと思っている人はそうなんですけれども、今必要じゃないと、せっかく出された情報もその場にならないと、なかなか勉強ができないというのが現実かなと思いますので、将来的にわたって必要なことというのは何らかの形で町民の目に触れるような周知の方法をとっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川 篤君） 非常にこれは難しいのですが、人の財産ですから私どもが勝手にそれを取り壊してくれとはなかなか言えない部分はあります。あくまでも私どもは、例えば自治会等とか近所の方から要望があれば、非常に迷惑しているん

だと。屋根のかけらが飛んできてというふうになれば、こういう形で迷惑していますのでお願いできませんか、こういう補助制度もありますからという形でお願いしているような状況であって、これを見ている限り危ないから積極的にという部分はなかなか難しいなというふうに私は思っております。

そういうことをご理解いただければなと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

町長。

○町長（佐藤多一君） 空き家対策の関係でちょっと私からもお話ししたいと思えます。今、空家対策協議会の会長は私であります。議員のほうからも出ておられますし、自治会連合会からも選出された委員の方も入っておりますので、かなり広い範囲、そして網走のオホーツク総合振興局の建築の担当の方も入っていますし、それから建築士の方も協議会の中に入って協議をこの間続けてきました。それは空き家対策の計画をつくろうということで、先の国から出された特別措置法に基づいて津別町もつくってこうということで計画をつくったわけですけれども、その前にゼンリンさんをお願いして、全部の津別町の空き家の調査を行いました。その中で、どうもこれは特定空家になるのではないかと思われる物件が8軒ほどあったということで、これは候補というふうにあげられていまして、これは今のうちから計画云々というよりも、それは周りの皆さんも困っていることがあるでしょうからということで、自分で財産がそういう形になるので、しっかり整理をしてくださいということで、この間ずっとやり取りを結構長い間やってきまして、ようやく、そのうち二つが町のお金も使って取り壊しをしたところも出てきました。それから残りの部分についても動きが今いろいろと出ていますけれども、やはりそういう方たちが亡くなられて、本州にお子さんたちがいてだとか、そこの手紙のやり取り、文章のやり取り等々も進めているのですけれども、やはりそこまで何で私が出しなくちゃいけないんだというようなことも当然きますし、それから、いろんな調査をして、ようやく持ち主と思われる人が見つかったとか、いろいろ今残りの部分も手だてをしているわけですが、ほかにもやはりそういう特定空家といわれるところが出てくるだろうなというふうに思っていますし、現実にもあると思います。それらを今現在は特定空家というものは存在していません。

計画ができて条例もこのような法律に基づいてつくりましたので、それを実行していく上での手続きをいろいろここに条例として載せさせていただきました。これはやはり候補だなということで、今度は協議会の中で皆さんの意見を聞きながら、これは特定空家にすべきではないかとかいろいろ意見があります。その意見を聞いて、私のほうでこれは特定空家としてやりましょうということで決めた場合、その後の手続きはこういうふうに段階を踏んでいきますよと、結構時間がかかると思います。最後には行政代執行というのが出てきますけども、そのときは、お金は請求しますけれども、入らないことも想定しながら、各町村なんかに聞きますと、そういうケースもよくあります。その覚悟を持って町の税金で取り壊していくということになりますので、その辺も判断する上ではきちっと考えて、そういう覚悟をもって進めていかななくてはならないのかなというふうに考えております。

そして協議会の中では、今度、今候補になっていた8軒もそうですけれども、個別の家庭の事情だとか、いろんな個人情報があるのでまたお話しされます。これは一切外には出さないでくださいという、そういう約束のもとで協議会が進められていますので、その辺のところの兼ね合いも含めて、今後、条例がこういうふうに制定されれば、きちっとした形で手続きを踏みながら進めて、法律に基づいて進めていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第55号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 2 分

再開 午前 11 時 13 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

日程第 8、議案第 57 号 津別町市街地総合再生基本計画策定委員会設置条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） ただいま上程となりました、議案第 57 号についてご説明申し上げます。説明資料 35 ページをお開きください。このたびの制定理由につきましては、津別町複合庁舎建設等まちなか再生基本計画において定められておりますコミュニティゾーンの整備について、重要な事項の調査、検討などを行い、整備に係る方針や市街地再生の推進を図るため計画の策定が必要であるためでございます。

条例概要につきまして、制定理由と重複いたしますが第 1 条で設置に関する規定を、第 2 条では委員会の事務掌握を規定してございます。第 3 条では、専門機関との連携といたしまして、町が委託しますコンサルタントと連携することを規定してございます。

第 4 条では委員の構成を定めておりまして、学識経験者をはじめとする 8 名の委員で構成するものでございます。また、その任期につきましては、第 5 条にありますとおり計画の策定までとしてございます。

第 8 条で庶務の規定ですけれども、事務局は住民企画課に置くというふうにしてございます。

議案に戻っていただきまして、ただいまご説明いたしました内容につきまして制定条文としたものであります。

附則といたしまして、この条文は、公布の日から施行するとしております。

以上、制定内容の説明をいたしましたので、原案にご承認いただきますようよろし

くお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） 2点ほどお聞きしたいと思います。まず1点目、学識経験者、これは大学教授及び北海道総合研究機構だと思っておりますけれども、北海道総合研究機構のほうは費用弁償でもいいのかもしれませんが、それなりの大学教授を呼ぶ形で、この条例の中には報酬等の欄がないので、普通の委員会に準ずるとのことだと思っておりますけれども、それなりの方を呼べば、やっぱり報酬ということを考えなくてもいいのかなど、その辺の考えを、いい仕事をしてもらうにはそれに対する対価を払わなければいけないと思っておりますので、どういう考え方なのかを教えてくださいたいと思います。

それから二つ目、特別委員会では私は聞けない立場にあるものですから聞きたいのですが、再生基本計画、この委員会の位置づけと、この計画の位置づけ、どのようところに位置するのか、もちろん計画の最上位計画は総合計画ですが、その下にこの市街地総合再生基本計画ができるのですが、特別委員会は議会の調査研究機関ですが、議会それから町長というか理事者側、それとどういう関係になるのか、委託という形でこの委員会ができるわけですが、委員会の立ち位置を説明していただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） まず委員の構成で学識経験者の部分ですが、おっしゃるとおり特別行政法人北海道総合研究機構のほうにしましては普通の報酬ということになっています。また大学教授なのですが、実は、今複合商業施設に関わります基本計画策定業務を委託しておりますコムズワーク様のほうから、こういう計画を数こなしているものですから、大学教授として、もし津別町で適当な方がいらっしゃらなければご紹介致しますということを受けてございました。その関係でコムズワークさんをお願いしまして、大学教授を内々にそのようなことをお願いしたいというアポをとっておりまして、報酬にしましては町の規定のとおりということになるということ、また交通費は費用弁償としてお支払いしますが、その内容で一応、

内諾は得ている状態でございます。

また、本計画や委員会の位置づけということですが、委員会に関しましては、あくまで本計画の策定をするまでの委員会ということで位置づけておりますが、計画もご説明のとおり、今後コミュニティゾーン、まちなか再生基本計画のほうではざっくりとした、このエリアにこの程度のものが建つというものしか決めてございませんが、本計画においては、もう少し踏み込んで、規模でありますとかそのようなことを用途を今のまちなか再生基本計画でももう少し踏み込んだ内容を策定するというふうに規定してございます。

また、特別委員会のほうでも説明しましたとおり、策定委員会自体は計画を策定して終わりということですが、その後、引き続きまして計画の推進を見守るための別な組織に移行するということも考えてございますと申し添えました。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） まず大学教授のほうなのですが、内々で人が特定されていて、報酬も費用弁償程度でいいと言っているのでしょうか。やはり、いい仕事をしてもらって、それから津別町としての体面というわけではないのですが、やはりきちっと仕事をしてもらおうと思ったら、私は多くは払えなくても、やっぱりそれに相当する額ぐらいはお支払いしたほうがいいと思うのですけれども、再度考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、市街地総合再生基本計画のほうですが、優良建築物等整備事業に係るマストの計画であって、これをつくらなきゃいけないということでもありますから、この計画が、これから出来てくる複合商業施設等、コミュニティゾーンのデベロッパーによるプロポーザルの提案されたものを審議する最初にあたる委員会になるのかなというふうに私は理解していて、そこから上がってきたものを行政のチェックを経て特別委員会等にかかってくるのかなと思っていたのですが、逆に前の審議会のように特別委員会と、この策定委員会に同時進行で議論を求めるのか、そのところの考え方を今一度確認したいと思います。

○議長（鹿中順一君） 加藤住企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） 報酬に関してなのですが、以前、この大学教授自体も、実は過去にもそういうことをやっております、実際によその自治体でも実際の規定の報酬しか受け取っていないということで、非常に1日時間を割いていただくにしては割のいい額ではないというふうには考えておりますが、基本的には教授のお言葉に甘えさせていただいて、このような金額で内諾を得ているところでございます。

また、市街地総合再生計画につきましては、おっしゃるとおり優良建築物整備事業のマストの計画というふうになりますけれども、本計画は、先ほど申しましたとおり、もう少し具体的に踏み込んだものを制定するというので、優良建築物整備事業、実際使うか使わないかは別としましても、非常に必要な計画であるというふうに考えてございます。

また計画策定の委員会が、その後、協議会のような形で移行した場合も進捗を進めるという意味で議論をしていただく場になりますが、特別委員会とも基本的には前回の複合庁舎再生のときと同じように協議したものをまた委員会で報告、協議させていただいて、また委員会に戻すというような形で、なるべくお互い議論を踏まえながら計画の中に、また実際の整備がどうなるのかというのをお互いの議論の中で盛り込みながら進めていきたいと考えてございます。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） 大学教授の件は了解しました。

策定委員会のことなんですけれども、前回も位置づけがあやふやなところ、進め方等で誤解を招いたりしたところもありましたので、あくまでも特別委員会は議会の調査研究機関であり、この策定委員会は町から委嘱されて設置されるものですから、上下関係というのではないと思いますけれども、常にこの間で、相互に相互理解というか、相互合意が必要なのではないかなというふうに思います。そうすることによって、行政と議会という二元代表制の両輪が一緒に一つの事業に対して議論しながら前に進んでいくという形がとれるんだというふうに考えますので、そのところに十分留意されて、この委員会の運用を行っていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） おっしゃられましたとおり委員会も行政の委託機関ではございますけども、議会と両輪でいいものをつくっていく形で議論を深めながらまちなか再生に挑んでいきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかに。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。
議案第 57 号を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 58 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 58 号 津別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

仁部保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 58 号についてご説明申し上げます。

説明資料の 38 ページをお開きください。

改正の理由につきましては、旧氏を使用しながら社会で活動する方が増えている中、

さまざまな活動の場面で旧氏が使用しやすくなるよう、住民票、マイナンバーカードに旧氏を併記できるよう、住民基本台帳法施行令の一部が改正されることに伴いまして、印鑑登録証明、事務処理要領の一部も改正されますので、同様の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表に記載のとおりでございますが旧氏の文言の追加、それに係るその他所要の文言の加筆修正でございます。

39 ページ、第7条第3号につきましては、磁器ディスクをもって調製する住民票に係る文言の追加。第12条、第2項につきましては、ただし書きにて転出、死亡等の場合の追加をしております。

議案に戻っていただきまして、ただいま説明いたしました内容を改正条文としたものでございます。

附則といたしまして、令和元年11月5日から施行としております。

以上、議案第58号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第58号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 59 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 59 号 津別町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

中橋住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（中橋正典君） ただいま上程となりました、議案第 59 号について説明申し上げます。

説明資料 41 ページをご覧ください。

このたびの条例改正の理由につきましては、10 月 1 日以降、自動車取得税が廃止される一方、軽自動車の取得者に対して課される軽自動車税環境性能割が創設され、この軽自動車税、環境性能割に係る賦課徴収については、当分の間、町にかわり道が行うこととされております。

道で円滑で適正な事務処理を進めるため、道と町の間での事務負担が少なく、納税義務者や販売業者等に混乱を生じさせないためにも、軽自動車税環境性能割の非課税、課税免除及び減免について、道の規定する自動車税環境性能割と同様に取り扱うことができるよう、条例の整備が必要でありましたが、令和元年 5 月 30 日、条例第 8 号の改正に盛り込んでいなかったことが判明したことから、このたび改正するものであります。

次に、改正内容につきましては、新旧対照表に記載のとおり附則第 15 条の 2 の 3 として、軽自動車税の環境性能割の非課税、課税免除及び減免の特例を加え、42 ページにあります附則第 15 条の 3 に、北海道における自動車税の環境性能割の減免の例によるを加えたものです。

議案書に戻っていただきたいと思います。

ただいま説明いたしました内容について、改正条文としたものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第 59 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号

○議長(鹿中順一君) 日程第11、議案第60号 津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

千葉保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐(千葉 誠君) ただいま上程となりました議案第60号についてご説明をさせていただきます。説明資料により説明をさせていただきます。資料43ページをご覧ください。

このたびの条例改正の理由につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)の施行に伴う、国の特別教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正によるものです。改正内容につきましては、本年10月に実施されます幼児教育、保育の無償化に伴います食事の提供に要する費用の取り扱いの変更、条文、用語等の追加、整理及び条項のずれによる改正が主なものです。

改正条文につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げます。主な内容についてご説明をさせていただきます。第2条につきましては用語の整理及び追加の内容となっております。

12号では、満3歳以上の教育・保育給付認定子ども、3歳以上の1号認定、幼稚園、2号認定、保育認定の子どもの用語の追加です。13号では、特定満3歳以上の保育認定子ども、満3歳で2号認定、保育認定になった2歳児クラスの子ども。14号では、満3歳未満の保育認定子ども、ゼロ歳から3歳未満の子どもを追加しております。

資料45ページから、47ページ、第3条から第7条までは用語の整理を行っております。

第8条では、支給認定の交付を受けていない場合の確認方法について追加。

資料48ページ第9条から、49ページ11条までは用語の整理となっております。

第13条、利用者負担額の受領につきましては、第1項では特別利用保育、特別教育保育の除外、教育・保育給付認定保護者を満3歳未満認定子どもに係る教育保育・保育認定保護者、ゼロ歳から2歳までの3号認定の子どもの保護者としております。第2項から第4項第1号までは、用語の整理、資料50ページ、第13条第4項第3号では、食事の提供に要する費用として次に掲げるものを除くとし、以下ア、イ、ウを除くものを規定しております。アにつきましては、満3歳以上の子どもの副食費の除外についての内容、(ア)につきましては、満3歳以上の1号認定、幼稚園の子どもの基準。(イ)は満3歳以上の2号認定、保育所の3歳以上のクラスの子どもの基準で、特定満3歳の2号認定、保育所で2歳児クラスの子どもは除くとし、次の(イ)についても同様といたします。

イにつきましては、満3歳以上、第3子の副食費の除外についての内容です。(ア)につきましては、満3歳以上の1号認定、幼稚園の子どもの基準。(イ)は満3歳以上の2号認定、保育所の3歳以上のクラスの子どもの基準で、特定満3歳の2号認定、保育所で2歳児クラスの子どもは除くとしております。

ウにつきましては、満3歳未満の3号認定、保育所の子どもの副食費となっております。

資料52ページ、第13条第4項第5号から、資料60ページ、第36条第3項までは

条文の用語及び文言の整理、読みかえ規定の追加となっております。

資料 61 ページをご覧ください。37 条につきましては特定地域型保育事業から、事業所内保育事業を除くとし、小規模保育事業についての定義の追加。

第 38 条から資料 64 ページ、第 42 条第 1 項までは用語の整理及び項の追加による条文の改正となっております。

42 条第 2 項は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保について、適用しないことができる規定の追加で、第 1 号及び第 2 号において、適用しないことができる要件を定めております。

資料 65 ページをご覧ください。第 42 条第 3 項では、連携施設の確保が困難な場合の連携協力を行う者の確保、第 1 号及び第 2 号では、連携事業者についての内容となっております。第 4 項につきましては、満 3 歳未満の保育認定子どもの保育提供後の連携施設における教育・保育施設の提供について適用しないことができる規定を追加。第 5 項は、連携協力を行う者、定員 20 名以上の施設の確保について、第 1 号、第 2 号は連携協力施設の内容となっております。

資料 66 ページ、第 7 項については、用語の追加。42 条第 8 項につきましては、保育所型事業所内保育事業を行う者のうち満 3 歳以上の保育事業を行う者の連携施設の確保について、適用しないことができる規定の追加となっております。

第 9 項から資料 75 ページ、附則第 2 条第 2 項までは条文の用語及び文言の整理、読みかえ規定の追加等となっております。

資料 77 ページをご覧ください。第 4 条、連携施設の経過措置としまして、特例保育型事業所内保育事業を除くとし、連携施設を確保しないことができる年数の延長を 5 年から 10 年に改めるものです。

議案書のほうに戻っていただきたいと思えます。ただいまご説明いたしました内容を改正条文としたものであります。

附則につきましては、この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行するとするものであります。

以上、議案第 60 号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 60 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 61 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 61 号 津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

千葉保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（千葉 誠君） ただいま上程となりました、議案第 61 号についてご説明をさせていただきます。

説明資料により説明をさせていただきます。資料 78 ページをご覧ください。

このたびの条例改正の理由につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 号）の施行に伴う、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）の一部改正によるものです。

改正内容につきましては、本年 10 月に実施される幼児教育・保育の無償化に伴い、子どものための教育・保育給付利用者の負担額の変更及び用語の整理が主なものです。

改正条文につきましては新旧対照表にてご説明申し上げます。

第5条につきましては、用語の整理を行っております。

資料 78 ページから 80 ページになります。第3条利用者負担額の別表第1につきましては、用語の整理及び満3歳以上の1号認定、幼稚園の利用者負担額をすべてゼロ円に改めるものです。備考につきましては、備考中、減額等の規定が記載されている2から4につきまして、利用者負担額をすべてゼロ円に改めることに伴い削除いたします。

資料 80 ページから 83 ページになります。別表第2につきましては、用語の整理及び満3歳以上の2号認定、保育所の満3歳クラス以上の子どもの利用者負担額をすべてゼロ円に改めるものです。備考につきましては、備考中、減額等の規定が記載されている2から4について、利用者負担額をすべてゼロ円に改めることに伴い、削除いたします。

資料 83 ページから 86 ページになります。別表3につきましては、用語の整理及び満3歳未満の3号認定、保育所のゼロ歳から2歳クラスの子どもの利用者負担額について、第2階層町民税非課税世帯の保育標準時間5,400円をゼロ円に。保育短時間5,200円をゼロ円に改めるものです。

備考につきましては、備考中2の2階層利用者負担額をゼロ円に改めることに伴い、2階層関係条文を削除いたします。2の(3)については用語の整理を行っております。4につきましては、2階層利用者負担額をゼロ円に改めることに伴い、2階層関係条文を削除いたします。5につきましては4の削除に伴いまして4に改めるものです。

議案書のほうに戻っていただきたいと思います。ただいまご説明いたしました内容を改正条文としたものであります。

附則につきましては、この条例は、令和元年10月1日から施行するとするものであります。

以上、議案第61号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第 61 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 62 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 13、議案第 62 号 津別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐(石川波江さん) ただいま上程となりました、議案第 62 号について説明申し上げます。

説明資料の 87 ページをご覧ください。

改正の理由といたしまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正によるものです。

改正内容につきましては、新旧対照表に記載のとおり第 9 条第 3 項の「都道府県知事」の次に、「又は地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加えるものです。

それでは議案のほうに戻っていただきまして、改正した内容に沿って改正し条文と

したものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第 62 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 62 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 63 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 63 号 津別町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） ただいま上程となりました、議案第 63 号についてご説明させていただきます。

説明資料 88 ページをご覧ください。改正理由としては、災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔意金の支給等に関する法律施行令が一部改正されたことによるものです。

改正内容については、災害援護資金の貸し付けについての改正となりますが、新旧対照表にて説明します。第14条ですが、第1項として項を追加し、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令において、保証人の規定が削除されたため、保証人を立てることができる規定を追加しております。

新第2項では、保証人を立てた場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中の3年間は無利子、その後は年1%と数字を改正します。

また、第3項に保証人は、連帯して債務を負担することの条文を追加します。

次のページになりますが、第15条第1項にて施行令で償還方法に月賦償還が追加されたのにあわせて月賦償還を加えており、第3項では償還金の支払い猶予の規定が法律で追加されたため、その旨を規定するとともに、条ずれ等の文言の整理を行っております。

議案にお戻りいただきまして、ただいまご説明した内容を条文で整理したものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第63号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第63号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 64 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 64 号 定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

中橋住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（中橋正典君） ただいま上程となりました議案第 64 号について説明申し上げます。

議案の別紙としております定住自立圏の形成に関する協定書をご覧ください。

中心市である北見市と津別町が取り交わす協定書でございます。

次のページ、こちらの各条項につきましては、国で定める定住自立圏構想推進要綱に基づき規定する条項であり、ほかの圏域で結ばれている協定書におきましても同様の内容となるものです。

次のページからの別表をご覧ください。はじめに、これら別表の内容につきましては、中心市と各町が連携して取り組む事業等を想定し、取り組みの内容やそれぞれの役割として規定するものです。

平成 31 年 2 月 28 日に北見市が表明いたしました中心地宣言書に記載された、1 市 4 町で連携することを想定した取り組み事項をもととして、1 市 4 町の職員で政策分野別に構成する定住自立圏形成協定締結準備会議において連携事業を協議の上、精査を進めてきたところであり、内容につきましては、1 市 4 町の担当者間で合意の上、座長である北見市の課長職から報告があったものを、それぞれの分野ごとに連携事業を想定し記載しております。

ここでは、取り組みの内容、甲の役割、乙の役割として大きくまとめ、今後、関連したさまざまな事業や新規事業を定住自立圏構想に取り組むことが可能となるよう、言いかえると、これら策定を進めて行く共生ビジョンに追って追加したり、毎年行う予定の見直し作業の中で加えることが可能となるよう、議決が必要な本協定書においては、取り組みの内容、甲の役割、乙の役割について広く解釈できるよう工夫し、文

言を整理しております。

本日は、各政策分野の内容についての詳しい説明は省略いたしますが、別表第1、生活機能の強化に係る政策分野として、1の医療分野、2の福祉、3の教育等、七つの政策分野を設定し、4ページにわたり取り組みの内容、甲の役割、乙の役割を記載しております。

次に、別表第2、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野では、1の地域公共交通など六つの政策分野を設定し、2ページにわたり取り組みの内容などを記載しております。

次のページ、別表第3では、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野として1の人材の育成をはじめ、三つの政策分野についてまとめられています。

最後に、締結に係る1市4町のスケジュールについて、それぞれ9月の定例議会に協定書の議決について諮る予定としており、北見市は市長選挙がありましたので、今後、議会对応を行うとし、北見市が最後の議決となる予定です。そのため、北見市の議決後になります10月中に協定の締結式を合同で開催し、それぞれ締結を結ぶ予定となっております。

また、締結の協定後につきましては、定住自立圏の将来像や、今後5年間における具体的事業内容を記載する、北見地域定住自立圏共生ビジョン策定のため各関連分野の代表者や公募委員など、1市4町の住民からなるビジョン懇談会を設置し協議を進めるものでありますが、ビジョン懇談会の公募委員を10月中旬から公募を始めるとともに、ほかの委員の選定をはじめ11月下旬からビジョン懇談会を開催し、1月下旬までを目途にビジョン懇談会にてビジョン案を策定する予定となっております。

以上、議案第64号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第64号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号

○議長(鹿中順一君) 日程第16、議案第65号 令和元年度津別町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

松木住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐(松木幸次君) ただいま上程となりました、議案第65号について説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、庁舎建設事業における庁舎建設の工事費の追加、レストハウス整備事業費の追加、幼児教育・保育の無償化に対応する子ども・子育て支援事業費の追加、森林環境譲与税基金積立金の追加などを中心に補正予算を組ませていただきました。

補正予算の条文をご覧ください。第1条第1項において、歳入歳出予算にそれぞれ1億3,164万1,000円を追加し、補正後の予算総額を62億9,221万7,000円とするものであります。

第2項及び第2条以下につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので7ページから8ページをお開きください。款1議会費、目1議会費の議会運営経費は、議長の議長会会長就任による随員職員の旅費で7万7,000円の増額です。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の給与費は、北海道市町村職員退職手当組合の負担金で、3年ごとに清算する事前納付金の追加負担金で1,557万1,000円の増額です。開町100年記念事業経費は、記念事業充実のためにと100万円の寄附があり、実行委員会への負担金で100万円を増額するものであります。

電算化推進経費は、備品購入の職員用オフィスの更新で、当初予算に計上していたものですが、価格の改定による増額分として97万7,000円の増額です。地域情報化経費は、道路工事など他の工事の支障となる情報通信施設移設工事で346万5,000円の増額ですが、工事費は移設補償として全額補填されるものであります。9ページから10ページをお開きください。目5 財産管理費の庁舎等建設事業は、工事管理業務と建設工事費について2カ年の継続費として補正をするもので、継続費につきましては後ほど説明をいたしますが、本年度分の事業費として委託料で633万6,000円。工事請負費で2,683万1,000円の増額です。項2 地域振興費、目1 企画総務費の企画調整事務経費は、JR石北本線に係る地域支援負担金として10万円の増額です。

移住・起業・空家利活用事業は、新規の補助となりますが北海道UIJターンの新規就業・移住支援事業で、1件分として100万円の増額です。まちなか再生事業は、複合商業施設等整備に係る市街地総合再生基本計画の策定に係る経費で、報酬、旅費、委託料で624万8,000円の増額です。11ページから12ページをお開きください。目2 企画開発費の森の健康館管理業務は、専用水道の取水場で表土の流出等により、うまく取水ができない状況で、一時、配水池の低水位も発生いたしましたことから、取水口を修繕するもので170万1,000円の増額です。目4 公共交通対策費の公共交通対策経費は、巡回ワゴン実験運行に係る経費で、需用費と委託料で14万8,000円の増額です。目5 地方創生事業費のレストハウス整備事業は、工事請負費と備品購入費で5,365万8,000万の増額です。項4 戸籍住民登録費、目1 戸籍住民登録費の住民基本台帳ネットワークシステム経費は、14ページになりますが、住民基本台帳ネットワークシステムの外部監査で、市町村職員の随行が必要となったため、旅費で2万6,000円の増額です。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費の障害者総合支援事業経費で、備品購入費は道国保連合会とデータの送受信を行うパソコンのサポート期間が終了す

るため、更新で 27 万 6,000 円の増額です。負担金は、消費税の改定に伴う報酬改定など、障がい者福祉システムの改修に係る北海道自治体情報システム協議会への負担金で 104 万 5,000 円の増額です。償還金利子及割引料は、平成 30 年度の自立支援給付費、障がい者医療費、障がい児入所給付費の国、道への超過交付金の返還で 288 万 6,000 円の増額です。介護保険事業特別会計繰出金は、平成 30 年度の低所得者保険料軽減負担金追加交付分の繰り出しで 2,000 円の増額です。目 5 老人福祉費の老人福祉扶助費等は、事業完了による精査で 5 万 4,000 円の減額です。福祉寮管理経費も事業完了による精査で 10 万 2,000 円の減額です。15 ページから 16 ページをお開きください。項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費の乳児養育手当支給事業と、乳幼児養育手当支給事業は、幼児教育・保育の無償化に伴い、現在 1 歳の誕生日まで支給している乳児養育手当を 3 歳の誕生日まで拡大し、支給額もゼロ歳児は月額 1 万 5,000 円から 1 万円に、1、2 歳児は月額 5,000 円の商品券で支給することとして実施するための予算の組みかえを行うもので、乳児養育手当支給事業は 333 万円の減額。乳幼児養育手当支給事業は、商品券での支給は、商工会に委託を予定し、委託料で 16 万 9,000 円の増額。扶助費で 310 万円の増額です。未熟児養育医療費給付事業は、平成 30 年度の国保負担金確定による返還金で 29 万 9,000 円の増額です。子ども・子育て支援事業は、幼児教育・保育の無償化に関連するもので、賃金、臨時筆耕から 18 ページにわたりますが補助金の認定こども園給食費まで、それぞれ記載の金額を補正するものです。

償還金利子及割引料は、平成 30 年度施設型給付費の国費返還分で 49 万 9,000 円の増額です。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 0 時 2 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き内容の説明を求めます。

松木住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（松木幸次君） それでは引き続き、衛生費から説明いたします。
款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の事務組合負担金は、火葬場施設の修繕に関する負担金で58万8,000円の増額です。目2予防費の各種予防事務経費は、マイナンバー制度を利用した他市町村との母子保健、予防接種情報連携のための健康カルテシステム改修委託料で129万4,000円の増額です。

款6農林業費、項1農業費、目3農業振興費は、19ページから20ページをお開きください。鳥獣被害防止総合対策事業は、他の事業への予算流用による流用元補正で新規の事業となります畑作構造転換事業への予算流用によるもので、畑作構造転換事業は、馬鈴しょ生産の新技术の導入の取り組みを支援する道補助のトンネル事業で、市町村計画が承認されまして、早期に補助事業者に対し交付決定をする必要があり、予算流用により対応をしたもので234万6,000円の増額です。目4振興事業費の土地改良事業事務経費は、国営事業費の増加や新規事業の追加など、付加対象事業が増加したことにより、北海道土地連への負担で19万4,000円の増額です。農地耕作条件改善事業は、昭和61年度に道営事業で整備した相生地区1号明渠について、老朽化、経年劣化により一部が排水機能を有していないことから、本年度から令和3年度までの整備期間、総事業費は2,244万円で改築更新を計画するもので、今年度は調査測量設計業務で440万円の増額です。項2林業費、目2林業振興費の林業振興対策補助費等は、本年度はクマの出没が想定以上に多く、クマ駆除の出動回数も増え、今後の見込みを含め報償費の熊駆除対策で51万円の増額です。森林環境譲与税基金積立金は、森林整備等の財源に充てるため、森林環境譲与税を基金に積み立てるもので1,207万4,000円の増額です。項6公有林費、町有林整備事業は、委託料で22ページになりますが保育事業のうち、下刈り事業について、本年度の道の標準単価が大幅に上昇したため事業設計を見直したことにより328万8,000円の増額です。

款7商工費、項1商工費、目1商工総務費の太陽光発電システム導入支援事業は、当初予算で2件分を計上しているところですが、申請者の増により3件分増で36万円の増額です。

款9消防費、項1消防費、目1消防総務費の事務組合負担金は、津別消防庁舎建設に係る既存建築物解体工事費の減が主な要因で、その他職員給与費の増を含め520万

円の減額です。目2 災害対策費の防災対策経費は、北海道総合行政情報ネットワーク衛星アンテナの仮設工事で、現在の設置場所では、庁舎建設により受信できなくなるため、林業研修会館側に仮移設するもので820万8,000円の増額です。なお、庁舎建設後は、庁舎屋上に設置をする予定であります。

款10 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費の津別高校振興対策事業は、23ページから24ページをお開きください。需用費と役務費は、公設塾の整備見直しによる光熱水費と電話料の減額です。補助金は、公設塾の運營業務委託にあたり初期費用等の増加分を予算流用により対応した流用元補正で131万4,000円の増額です。公設塾整備事業は、当初予算で計上いたしました3,470万6,000円の減額です。項2 小学校費、目1 学校管理費の小学校施設管理経費は、旧活汲小学校プールの上屋の鉄骨は昨年、再利用等で撤去したところではありますが、跡地に管理棟基礎や便槽が残っており、地域への危険性や今後の跡地利用のため、残存物撤去と整地を行うもので217万8,000円の増額です。目2 教育振興費の、その他小学校教育振興経費は、特別支援児童対応の学習支援員が不足しており、10月から1名増員をすることとして臨時職員で39万2,000円の増額です。項3 中学校費は25ページから26ページをお開きください。目1 学校管理費の中学校施設管理経費は、校庭に設置しているソーラーポール時計がソーラーパネルの劣化等により時刻が正しく表示されず、バス通学や校外活動の際の時刻確認に支障があり修繕をするもので38万6,000円の増額です。目2 教育振興費の就学援助費は、申請者の増加等により学用品費等扶助費で22万7,000円の増額です。

歳出については以上であります。

次に、歳入の説明をいたしますので3ページから4ページにお戻りください。

款2 地方譲与税、項2 森林環境譲与税、目1 森林環境譲与税は、新規追加の項と目で1,207万4,000円の増額です。

款8 地方特例交付金、項2 子ども・子育て支援臨時交付金、目1 子ども・子育て支援臨時交付金も新規追加の項と目で、幼児教育・保育の無償化の財源として交付されるもので670万円の増額です。

款13 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金の地方創生拠点整備交付金は、レストハウス整備事業に対するもので、2,682万9,000円の増額です。目2 民生

費国庫補助金の障害者自立支援給付支払等システム事業は、障害者福祉システム改修の国費分として 85 万 2,000 円の増額です。施設型給付費、幼児教育無償化事業、子育てのための施設等利用給付交付金は、幼児教育・保育の無償化に対するもので、それぞれ増額をするものです。目 3 衛生費国庫補助金の母子保健情報連携システム改修事業は、健康カルテシステム改修の国費分として 73 万 3,000 円の増額です。

款 14 道支出金、項 2 道補助金、目 1 総務費道補助金は、北海道 U I J ターン新規就業・移住支援事業で 75 万円の増額です。目 2 民生費道補助金は、幼児教育・保育の無償化に対するもので 21 万 8,000 円の増額です。目 4 農林業費道補助金の畑作構造転換事業は、トンネル補助で 234 万 6,000 円の増額。農地耕作条件改善事業は、事業費の 55%補助で 242 万円の増額です。

款 16 寄附金、項 1 寄附金、目 2 総務費寄附金は、開町 100 年記念事業への寄附金で 100 万円の増額です。

5 ページから 6 ページをお開きください。款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 基金繰入金の公共施設等整備基金繰入金は、庁舎等建設事業で 336 万 7,000 円の増、公設塾整備事業で 3,470 万 6,000 円の減、合わせて 3,133 万 9,000 円の減額です。地域振興基金繰入金は、地方創生事業の大学生との連携によるまちづくり事業において、後の雑入で計上していますが、いきいきふるさと推進事業助成金の交付決定により、財源の振りかえで 151 万円の減額です。ふるさと津別応援基金繰入金は、認定こども園の利用者負担差額と給食費について、この基金を活用していましたが、幼児教育・保育の無償化により精査し 744 万 7,000 円の減額です。社会保障事業基金繰入金は、乳児養育手当支給事業の予算組みかえによる 6 万 1,000 円の減額です。

款 18 繰越金は、一般財源の不足分として前年度繰越金で 5,155 万 1,000 円の増額です。

款 19 諸収入、項 5 雑入、目 5 過年度収入は、平成 30 年度の認定こども園施設型給付費で 4 万 2,000 円、介護保険料軽減負担金で 2,000 円、合わせて 4 万 4,000 円の増額です。目 6 雑入は、雇用保険料個人負担分で 4,000 円の増額。支障物件移転等補償は、情報通信施設の移転補償で 462 万円の増額。いきいきふるさと推進事業助成金は、大学生との連携によるまちづくり事業で 151 万円の増。開町 100 年記念事業で 100 万

円の増で、合わせて 251 万円の増額です。その他は、レストハウス改修に係る北海道津別まちづくり株式会社の負担分で 469 万 2,000 円の増額です。目 7 地域振興事業助成金の市町村防災・減災対策事業は、北海道市町村振興協会の設立 40 周年記念特別支援事業として、全道市町村に 5 億円を均等割と人口割により交付されるもので、本町分として 151 万 3,000 円の増額です。

款 20 町債、項 1 町債、目 1 総務債は、庁舎等建設事業で 2,980 万円の増額。レストハウス改修事業で 1,710 万円の増額です。目 4 消防債は、消防庁舎建設事業で 590 万円の減額です。歳入については以上であります。

補正の条文にお戻りください。第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第 1 表のとおり款、項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正額及び予算総額となるものであります。

第 2 条は継続費補正で、1 枚ほどめくっていただきまして、第 2 表のとおり庁舎等建設事業を追加するもので、総額と年割額は表に記載のとおりであります。

第 3 条は地方債補正で、第 3 表のとおりレストハウス改修事業を追加し、庁舎等建設事業と消防庁舎建設事業について限度額の変更をするもので、記載総額は 9 億 4,350 万円となるものです。

以上、議案第 65 号について説明いたしましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

5 番、高橋剛君。

○5 番（高橋 剛君） 一つ内容を教えていただきたいのですが、10 ページの移住・起業・空家利活用事業の北海道 U I J ターン新規就業・移住支援事業、この内容はどんなものなのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小野敏明君） この事業につきましては、3 月 18 日開催の第 4 回全員協議会でご説明をしているところですが、地方創生事業といたしまして東京圏への過度な一極集中の是正及び地域、津別町も市町村ですが、地域への中小企業における人材不足の解消を目的に首都圏、特に、今回は東京 23 区から移住された

方について移住支援金を支給して移住を手助けするというような内容になっております。

具体的な内容につきましては、単身でこちらに移住して来られた場合については 60 万円を支給します。世帯で移住した場合は 100 万円を支給しますということになっております。今回、予算につきましては、世帯分の 1 件分を想定して予算づけをさせていただいております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 65 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 66 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 66 号 令和元年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

仁部保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました議案第 66 号について説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、平成 30 年度の超過交付金の返還金の補正となったことに伴うものでございます。

補正の条文第 1 条第 1 項といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 72 万 9,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 9,217 万 5,000 円とするものです。

第 2 項につきましては後ほど説明いたします。

はじめに歳出からご説明いたしますので、5 ページ、6 ページをお開きください。款 9 諸支出金、項 1 償還金及還付加算金、目 8 特定健康診査等負担金償還金で、額の確定に伴いまして返還分といたしまして 72 万 9,000 円の増額です。

続いて歳入の説明になります。3 ページ、4 ページに戻っていただきまして、款 4 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 国保基金繰入金は、歳出でありました特定健康診査等負担金の返還に充てるため同額を基金から繰り入れるものでございます。

それでは、前の補正条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項は、ただいま申し上げました、それぞれの補正額を次ページ第 1 表として款、項ごとに整理したものでございます。

以上、議案第 66 号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 66 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 67 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 67 号 令和元年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

千葉保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（千葉 誠君） ただいま上程となりました、議案第 67 号につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では平成 30 年度の交付金、負担金の清算に伴います介護給付費準備基金積立金及び国庫支出金等償還金の追加、歳入では、平成 30 年度交付金負担金の清算に伴います一般会計繰入金の追加及び介護給付費準備基金繰入金の追加を内容とする補正であります。

令和元年度津別町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号条文の第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 799 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 8,427 万 7,000 円とするものです。

それでは歳出のほうからご説明を申し上げます。5 ページ、6 ページをお開きください。款 4 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 基金積立金、介護給付費準備基金積立金におきましては、平成 30 年度の負担金の追加交付分、低所得者保険料軽減負担金の積み立て分として節 25 積立金、介護給付費準備基金で 2,000 円を追加しております。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及還付加算金、目 2 国庫支出金等償還金、国庫支出金等償還金におきましては、平成 30 年度の交付金等の超過分、介護給付費及び地域支援事業の事業清算分といたしまして、節 23 償還金利子及割引料、介護給付費等負担金超過交付金償還分で 799 万 3,000 円を追加するものです。

続きまして歳入にお戻りいただきたいと思っております。3 ページ、4 ページをお開きください。款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 5 低所得者保険料軽減負担金、節 2 過年度分で平成 30 年度の軽減負担分の清算交付分として 2,000 円を追加。項 2 基金繰入

金、目1基金繰入金、節1介護給付費準備基金繰入金で介護給付費等負担金超過交付金償還分で、地域支援事業の超過交付金返還分としまして799万3,000円を追加するものです。

それでは2ページほど戻っていただき、補正予算の条文となります。第1条第2項におきまして、ただいま説明いたしました内容を款、項ごとに次ページ第1表で整理をさせていただきました。

以上、議案第67号の内容についてご説明を申し上げました。

ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第67号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、議案第68号 令和元年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました、議案第68号について説明申

上げます。

補正の主な理由といたしましては、収益的収入及び支出において支出で8月9日に発生した町道105号線、西2条の高田板金作業所前の配水管の折損に伴う復旧費の追加、資本的収入及び支出においては、建設改良費において町道181号線配水管布設実施設計業務の追加、もう一つは、配水管の町道105号線の折損事故に伴う配水管の更新工事の追加でございます。

収入においては、工事に伴う企業債の追加です。

第1条につきましては総則です。

第2条につきましては、収益的収入及び支出の部において、第1款水道事業費用に455万4,000円を追加し、費用合計を1億7,541万1,000円とする補正をお願いするものです。

第3条につきましては、予算第4条に定めた本文括弧書きにそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款資本的収入、企業債に330万円を追加し、資本的収入の合計を2億8,404万9,000円とし、資本的支出の第1款資本的支出に339万9,000円を追加し、支出計を3億2,626万円とする補正をお願いするものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思っております。

収益的収入及び支出、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費に路面復旧費、31メートル分として455万4,000円の追加でございます。これにつきましては、町道105号線の水道管の折損に伴い水が上に上ってきまして、道路の路盤または舗装面がいたみましましたので、これの取りかえ費用。メーター数といたしまして31メーターに係る費用の追加でございます。

3ページをご覧ください。資本的収入及び支出で、款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水施設設置費において、委託料といたしまして町道181号線配水管布設実施設計業務112万2,000円を追加するものでございます。現在、町道181号線の道路の実設計計を行っていますが、その中で町道181号線に配水管が布設されていなく、周辺5戸の給水管は町道122号線の配水管から引き込まれていることがわかりましたので、今後181号線につきましては舗装等も検討されていることから、新たに町道181

号線に配水管を布設するための調査設計で 112 万 2,000 円の追加。工事請負費につきましては、先ほど説明いたしました配水管の折損に伴い配水管を 31 メーターの部分につきましてダクタイトル鉄管に布設がえをするためのもので、227 万 7,000 円の追加でございます。

本文にお戻り願います。第 4 条につきましては企業債の変更で、別表 1 企業債補正について追加しております。

1 ページの予算補正実施計画につきましては、ただいま説明申し上げましたものを款、項、目区分に整理したものでございます。

4 ページにつきましては、キャッシュ・フロー計算書となります。1 番下の資金期末残高については 3 億 8,390 万円となります。

続いて 5 ページから 7 ページは、本年度の予定貸借対照表となります。今回の補正によりまして 5 ページの下から 6 番目の現金預金が増額し、4 ページのキャッシュ・フローと同額の 3 億 8,390 万円となります。

7 ページ下から 7 行目、当年度純利益につきましては 1,116 万 4,000 円と見込むものでございます。

以上、議案第 68 号の内容について説明を申し上げましたので、ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 68 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第20、認定第1号 平成30年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第25、認定第6号 平成30年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定までについての6件は、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第20、認定第1号 平成30年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第25、認定第6号 平成30年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6件を一括議題とします。

お諮りします。

これら6件については会議規則第39条第2項の規定に基づき、内容の説明は省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までの6件の内容の説明は省略することに決定いたしました。

監査委員の意見書は別紙で配付のとおりでありますので、ご承知おきください。

お諮りします。

決算審査をどのような方法で行うか意見を求めます。

4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） 決算認定については、例年どおり議長並びに議会選出の監査委員を除く議員全員による決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とするよう動議といたします。

（「賛成」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　ただいま乃村吉春君から、一般会計ほか5会計の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら6件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議が提出されました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。したがって、ただいまの乃村吉春君の動議を議題といたします。

本動議のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までの6件の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら6件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議は可決されました。

決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員を指名いたしたいと思います。

また、地方自治法第98条に基づく検閲検査ができるものとします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました諸君を決算審査特別委員会の委員に決定いたしました。暫時休憩をします。

休憩　午後 1時 34分

再開　午後 1時 42分

○議長（鹿中順一君）　休憩を閉じ再開します。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、事務局長より諸般の報告をさせます。

○事務局長（齊藤昭一君）　諸般の報告を申し上げます。

休憩中に、第1回決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の選出が行われました。委員長には高橋剛議員、副委員長には渡邊議員が選出されましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎意見書案第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第26、意見書案第9号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書案第9号について、一部読み上げ提案をさせていただきます。

高齢化が進む中で、厚生労働省は、2025年に向けた看護職員の推計と確保策の中で、看護職員の必要数は200万人と試算している。しかし、医療・看護の現場では、引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと、看護師の定着が進まず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いている。「人手不足で仕事がきつい」、「賃金が安い」というのが多い状態である。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっている。

よって、看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、以下の事項について地方自治法第99条の規定により、意見書を内閣総理大臣ほか各大臣に要望、提出するものであります。

皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 10 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 27、意見書案第 10 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

6 番、渡邊直樹君。

○6 番（渡邊直樹君） [登壇] ただいま、議長より発言の許しをいただきましたので、意見書案第 10 号介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書について、全文を読み上げ提案させていただきます。

高齢化が進む中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっている。介護施設の労働者の賃金が全産業労働者の賃金より約 10 万円も低い状況であり、介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人も多く、辞めたい理由も「賃金が安い」、「仕事が忙しすぎる」、「体力が続かない」という意見が多数聞かれている。「十分なサービスができない」と話す介護事業所も多く、その理由として人員が少なく業務の過密という実態があるのが現状である。「低賃金・過重労働」の事態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっている。

本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきである。しかし、現実には、職員体制の充実が事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引き下げによって処遇改善や体制確保も不安定にしている。

よって、介護従事者の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、以下の事項について、地方自治法第 99 条の規定により内閣総理大臣ほか各大臣に要望するものであります。

以上、提案させていただきますので、皆さまのご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 10 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 28、意見書案第 11 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

3 番、村田政義君。

○3 番（村田政義君） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第 11 号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について一部読み上げて提案をさせていただきます。

本道の森林は全国の森林面積の約 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、国に対し次の措置を講ずるよう、下記の 3 項目について地方自治法第 99 条の規定により意見書を、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣ほか各大臣に提出するものであります。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 11 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 29、報告第 12 号 平成 30 年度財政健全化判断比率の報告についてを議題とします。

町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、報告書の提出がありましたので本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 13 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 30、報告第 13 号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の報告についてを議題とします。

津別町教育委員会教育長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定による報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 14 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 31、報告第 14 号 北海道つべつまちづくり株式会社の経営状況についてを議題とします。

町長から、平成 30 事業年度事業報告及び決算、令和元事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第 243 号の 3 第 2 項の規定により、関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 15 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 32、報告第 15 号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から平成 30 年度 5 月分、令和元年度 5 月分、6 月分、7 月分の例月出納検査について、報告書が提出されましたので本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

以上で、本定例会に付議されました事件はすべて終了しました。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） これで令和元年第 7 回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1 時 54 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員